

香川県広域水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月31日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団規則第7号

香川県広域水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(香川県広域水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(平成30年香川県広域水道企業団規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(審査の申立て) 第28条 略 2 略 3 審査申立書には、次の各号に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が <u>記名しなければならぬ</u> 。 (1)～(6) 略 4 略	(審査の申立て) 第28条 略 2 略 3 審査申立書には、次の各号に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が <u>記名押印しなければならぬ</u> 。 (1)～(6) 略 4 略

第3号様式から第18号様式まで及び第20号様式から第22号様式まで中「㊟」を削る。

(香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則(令和2年香川県広域水道企業団規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「課長等印」、「㊟」及び注6を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

第2号様式（第7条関係）

育児休業承認（期間延長）請求書

香川県広域水道企業団企業長 殿		年 月 日
所 属 職・氏名		
次のとおり育児休業の承認期間の延長を請求します。		
1 請求に係る子		
氏 名		
請求者との続柄等		
生 年 月 日	年 月 日	
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長	
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長	
	再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名	
6 備考	育児休業の期間 年 月 日から 年 月 日まで	

- 注 1 該当する□には、印を記入すること。
 2 子の出生前に請求する場合は、「1 請求に係る子」欄には記入を要せず、「3 請求期間」欄には出産予定日以後の期間を記入すること。
 3 「2 請求の内容」欄の非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業とは条例第4条第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう（4において同じ。）
 4 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業（条例第4条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
 5 「6 備考」欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）に、職員（当該期間内に産後休暇（香川県広域水道企業団職員就業規則（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号）第16条第1項第7号に掲げる場合における休暇をいう。）又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）は当該子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合は養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子の出生前に請求する場合は出産予定日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。
 6 育児休業の承認を請求する場合は、出産予定を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書又はその写し）又は請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書、養子縁組届受理証明書、家庭裁判所の裁判所書記官が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書等のいずれか又はその写し）を添付すること（非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業に係るものを除く。）。

第2号様式（第7条関係）

(表)
育児休業承認（期間延長）請求書

香川県広域水道企業団企業長 殿		年 月 日
課長等印		
所 属 職・氏名		◎
次のとおり育児休業の承認期間の延長を請求します。		
1 請求に係る子		
氏 名		
請求者との続柄等		
生 年 月 日	年 月 日	
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長	
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長	
	再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名	
6 備考	育児休業の期間 年 月 日から 年 月 日まで	

- 注 1 該当する□には、印を記入すること。
 2 子の出生前に請求する場合は、「1 請求に係る子」欄には記入を要せず、「3 請求期間」欄には出産予定日以後の期間を記入すること。
 3 「2 請求の内容」欄の非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業とは条例第4条第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう（4において同じ。）
 4 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業（条例第4条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
 5 「6 備考」欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）に、職員（当該期間内に産後休暇（香川県広域水道企業団職員就業規則（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号）第16条第1項第7号に掲げる場合における休暇をいう。）又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）は当該子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合は養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子の出生前に請求する場合は出産予定日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。
 6 育児休業の承認を請求する場合は、出産予定を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書又はその写し）又は請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書、養子縁組届受理証明書、家庭裁判所の裁判所書記官が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書等のいずれか又はその写し）を添付すること（非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業に係るものを除く。）
 7 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

(香川県広域水道企業団職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第3条 香川県広域水道企業団職員の退職管理に関する規則(令和2年香川県広域水道企業団規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削る。

(香川県広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する規則の一部改正)

第4条 香川県広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する規則(令和2年香川県広域水道企業団規則第6号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「課長等印 」、「㊟」及び注7を削る。

(香川県広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する規則の一部改正)

第5条 香川県広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する規則(令和2年香川県広域水道企業団規則第7号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「課長等印 」、「㊟」及び注5を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。